

2012年5月17日

大津市長  
越直美様

仰木の里学区自治連  
会長



### 要請文

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は大津市民の生活と安全の確保のためご尽力いただいていることについて深く感謝申し上げます。

また、先日は仰木の里学区自治連、仰木の里まちづくり連合協議会との懇談の場を設定いただき誠にありがとうございました。

さて、その懇談の場で、大津市都市計画部の見解と住民が調査作成しました資料に基づく見解の相違が明らかになったため、双方が客観的データに基づいて見解を協議する場を設定して頂けることを明言頂きました。

その際、双方の議論すべき点を予め明らかにしておく方が、協議する上で便宜であるということから、住民側が論点を示すことになりました。

下記、4点にまとめさせていただきましたので、それにつきまして、大津市の担当部局として一定の見解について客観的な資料に基づいたご説明を頂きたく存じます。

また、本協議の場は、それ自体、法的拘束力を有するものではなく、双方が事実を明らかにし、また不明な点を明らかにする場と考えております。私たち地元住民の方では、専門家を交えこれまで何度も議論を重ねてきておりますが、見落としなどがあるかも知れません。双方、明らかになった事実の地点から、今後どうすべきかについてまちづくりの協働が始まるものと考えます。

そうした点から、私たちは誠実な姿勢を持って臨みたく思っておりますので、御市におかれましても、どうぞ誠意ある姿勢をもって取り組んで頂きますようお願いいたします。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

敬具

〔協議すべき点〕

- 1 清水建設が行った建築のためのボーリングデータの分析結果から、客観的に何がどこまでわかるのかについて。
- 2 私たちが示した地すべりしやすい当該地の地質、地形、条件等のデータに対し、大津市としては、どの点が適切でないと認識されているのか。またその根拠は何か。
- 3 その他、大津市が当該地盤を安全であるとする客観的な根拠は何か。
- 4 当該地盤は個々に判断する段階ではないと発言されていましたが、大津市としてはどのような段階なら判断されるのか。

(その他お尋ねしたいこと)

- (1) 大津市が当該宅地の宅造許可において、検査済証の発行に際して行った調査はどのようなものであるか。また、公園緑地課が先日はじめてURから移管を受けた東公園から寄宿舍用地をとおり駐車場用地まで伸びる第1次防災管について、宅造の検査当時、検査には瑕疵はないのか。
- (2) グラウンド用地からのぞみ公園にわたる第1次防災管が切断されたままになっており、先日2月にURが密かにその第1次防災管のルート変更を行うため接続した問題について、当時の大津市の宅造の検査には瑕疵はないのか。
- (3) 大津市が市内120ヶ所で「危険」とする箇所につき、データに基づいて、専門家から危険性が指摘されているところは何ヶ所あるのか。また、大津市は、120ヶ所の「危険」な所を、どのような根拠でどの順位で改善する予定であるのか。
- (4) 大津市は清水建設のボーリングデータに変わる宅地の安全性を調査するための客観的な調査をする予定はあるか。

以上